

「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年八月八日

藤 末 健 三

参議院議長 扇 千 景 殿



「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」に関する質問主意書

二〇〇四年一二月に、内閣官房長官、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣の五閣僚により「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」（以下「本アクションプラン」という。）が取りまとめられた。そこで、関係府省が示した本アクションプランにおいて取り組むこととした施策について、具体的な対策を明らかにしたいため、以下のとおり質問する。

一 本アクションプランにおいて、「フリーター・無業者に対する働く意欲の涵養、向上等」について取り組むこととしているが、働かない若者の技能等を向上させるために、専門学校、大学、大学院などの入学・卒業の仕組みを、入学しやすく、卒業しにくいものにすることで、若者に再度学ぶというインセンティブを増すことができると思われるが、この点について関係府省の見解を示されたい。

二 また、フリーター・無業者に対する専門の教育プログラムの設計などが必要だと考えるが、どのように対応するつもりか。

右質問する。

